○国土交通省告示第千百八十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十一年十一月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　新潟県陣ヶ峰地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県長岡市

北荷頃

字陣ヶ峰　四弐弐四番壱　一号

字陣ヶ峰　四六〇七番壱　二号

字陣ヶ峰　四五五参番壱　四号

字陣ヶ峰　四五弐参番壱　五号

字陣ヶ峰　四参〇六番壱　十九号

字稲波　四五八六番弐　三号

字野田ヶ沢　四五〇八番弐　六号

字野田ヶ沢　参八壱参番　十四号

栃尾宮沢　参八六七番　十五号

字上陣ヶ峰　参八九七番　十六号

字石畑　四弐六弐番弐　十七号

字彦助　四弐六六番五　十八号

字西ノ谷　壱壱七七番壱　七号

字大入山鳥峰　壱壱九壱番壱　八号

栃尾泉　壱六六八番参　九号

字殿上　壱六八四番壱　十号

栃尾泉　壱六六六番弐　十一号

字殿上　壱六八四番壱　十二号

○国土交通省告示第千百九十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第三項の規定により、昭和三十五年建設省告示第三号で指定した新潟県陣ヶ峰地すべり防止区域を廃止する。

平成二十一年十一月六日

国土交通大臣　前原　誠司

○海上保安庁告示第二百九十五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　深海港一号防波堤灯台

位置

所在地　熊本県天草市（深海港一号防波堤外端）

北緯　三二―一五―一四

東経　一三〇―〇六―〇一

廃止年月日　平成二十一年九月八日

○海上保安庁告示第二百九十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　掛塚灯台

位置

所在地　静岡県磐田市（天龍川河口左岸）

北緯　三四―三八―五二

東経　一三七―四八―〇九

変更した事項

光度　五、六〇〇カンデラ

光達距離　一二・五海里

変更年月日　平成二十一年九月八日

名称　鼻繰島灯台

位置

所在地　山口県熊毛郡上関町（鼻繰島）

北緯　三三―四七―〇四

東経　一三二―〇一―二一

変更した事項

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで三〇メートル

変更年月日　平成二十一年九月八日

名称　水納港第二号灯標

位置

所在地　水納島灯台（沖縄県国頭郡本部町）の北方約七五〇メートル

北緯　二六―三九―〇九

東経　一二七―四九―一〇

変更した事項

光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル

変更年月日　平成二十一年九月八日

○海上保安庁告示第二百九十七号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　山口県宇部港東Ａ灯浮標

位置

所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・七キロメートル）

北緯　三三―五五―二八

東経　一三一―一四―三四

変更年月日　平成二十一年九月九日

記事　一時撤去

名称　山口県宇部港東Ｂ灯浮標

位置

所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・八キロメートル）

北緯　三三―五五―三一

東経　一三一―一四―三一

変更年月日　平成二十一年九月九日

記事　一時撤去

名称　山口県宇部港東Ｃ灯浮標

位置

所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・八キロメートル）

北緯　三三―五五―三四

東経　一三一―一四―三二

変更年月日　平成二十一年九月九日

記事　一時撤去

名称　山口県宇部港東Ｄ灯浮標

位置

所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・八キロメートル）

北緯　三三―五五―三七

東経　一三一―一四―三四

変更年月日　平成二十一年九月九日

記事　一時撤去

名称　山口県宇部港東Ｅ灯浮標

位置

所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・八キロメートル）

北緯　三三―五五―三九

東経　一三一―一四―三五

変更年月日　平成二十一年九月九日

記事　一時撤去

名称　山口県宇部港東Ｆ灯浮標

位置

所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・六キロメートル）

北緯　三三―五五―四〇

東経　一三一―一四―四二

変更年月日　平成二十一年九月九日

記事　一時撤去

○海上保安庁告示第二百九十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　温泉津港灯台

位置

所在地　島根県大田市（念仏鼻）

北緯　三五―〇五―五四

東経　一三二―二〇―一九

変更した事項

光度　実効光度八、四〇〇カンデラ

光達距離　一三・五海里

分弧　一二九度から一八一度まで、赤光で灯台の北西方約六〇〇メートルにある中ノ間及びアンドーグリを示す。

記事　削除

変更年月日　平成二十一年九月九日